日 調 連 発 第 ２ ６ 号
令 和 ２ 年 ４ 月 ８ 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

新型インフルエンザ等緊急事態宣言等に伴う表示に関する登記事務等の
取扱いについて（お知らせ）

標記について、法務省民事局民事第二課から別添のとおり情報提供がありましたので、土地家屋調査士業務を遂行する上では、各行政機関の要請等を受け止め、依頼者様、関係者様そして自身の感染防止に最大限の配慮をして業務に対応する旨貴会所属の会員に周知いただきますようお願いします。

別添

機密性２　完全性２　可用性２

事　務　連　絡
令和２年４月８日

法務局民事行政部首席登記官　殿
（不動産登記担当）
地方法務局首席登記官　殿
（法人登記担当を除く。）

法務省民事局民事第二課　渡部補佐官

新型インフルエンザ等緊急事態宣言等に伴う表示に関する登記事務等の取扱いについて

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号。以下「特措法」という。）第３２条第１項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言の発令に伴う表示に関する登記事務等の取扱いについては，下記のとおりとしますので，事務処理に遺漏のないよう留意願います。

記

１　表示に関する登記の申請の処理

特措法第３２条第１項第２号の規定に基づき，新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を実施すべき区域として指定された区域（以下「実施区域」という。）内に所在する不動産に係る表示に関する登記の申請のうち，実地調査を要するものの処理については，同項第１号に基づき緊急事態措置を実施すべき期間として指定された期間（以下「実施期間」という。）中は，原則として実地調査を行わず，当該申請の処理を留保するものとする。

２　筆界特定手続の実施

実施区域内に所在する不動産に係る筆界特定手続の実施については，実施期間中は，原則として，現況等把握調査，特定調査及び意見聴取等の期日は実施せず，延期するものとする。

なお，これらの手続を既に実施している場合には，当該筆界特定申請の処理を進めて差し支えないが，実施区域における外出自粛要請等の緊急事態措置の趣旨を踏まえた取扱いとすること。

３　登記所備付地図作成作業の実施

実施区域内における登記所備付地図作成作業については，実施期間中は，原則として，所有者等の立会いによる一筆地調査（筆界等の調査）は実施せず，延期するものとする。

なお，その他の作業については，可能な範囲で進めて差し支えないが，実施区域における外出自粛要請等の緊急事態措置の趣旨を踏まえた取扱いとすること。

４　表題部所有者不明土地の解消作業の実施

実施区域内における表題部所有者不明土地の解消作業については，実施期間中は，原則として，実地調査は行わないものとする。

なお，その他の作業については，可能な範囲で進めて差し支えないが，実施区域における外出自粛要請等の緊急事態措置の趣旨を踏まえた取扱いとすること。

【補足の連絡】
本日付け当職事務連絡の補足について

法務局民事行政部首席登記官（不動産登記担当） 殿
地方法務局首席登記官（法人登記担当を除く。） 殿

民事局民事第二課 渡部補佐官

本日付け当職事務連絡「新型インフルエンザ等緊急事態宣言等に伴う表示に関する登記事務等の取扱いについて」に関して，以下のとおり補足します。

1 申請人等に対する説明

上記事務連絡に基づく表示に関する登記の申請の処理の留保や筆界特定手続の延期等については，必要に応じ，申請人，申請代理人又はその他の関係者に対して，新型コロナウイルス感染拡大の防止のために立会い等の実施が困難であること，実施期間経過後に速やかに当該処理を進めること等を説明願います。

2 実施区域外における表示に関する登記事務等に関する注意事項

実施区域外における表示に関する登記事務等の取扱いについては，当分の間，以下のとおりとします。

(1) 実地調査

表示に関する登記に係る実地調査については，屋外で行われ，かつ，通常は少人数で実施されるものであることから，所有者等の立会いを伴うものであっても，原則として実施することは差し支えありません。ただし，実施に当たっては，担当職員等のマスク着用や，所有者等と適切な距離をとって会話をすることなど，必要な感染症対策の実施への配意をお願いします。

(2) 筆界特定手続

所有者等の立会いを伴う現況等把握調査及び特定調査についても，上記と同様に，必要な感染症対策を採った上で実施することは，原則として差し支えありません。

なお，意見聴取等の期日についても，必要な感染症対策を採った上で実施することは差し支えありませんが，室内で行う場合には，換気を十分に行い，少人数でかつ間隔を空けて着席すること等についても，配意をお願いします。

(3) 登記所備付地図作成作業

所有者等との立会いによる一筆地調査（筆界等の確認）についても，上記と同様に，

必要な感染症対策を採った上で実施することは，原則として差し支えありません。ただし，作業機関側に対しても，作業時のマスク着用や，体調不良の者（過去２週間以内に発熱や感冒症状があった者を含む。）は作業に従事させない等の感染防止対策を求めるようお願いします。

(4) 表題部所有者不明土地の解消作業

表題部所有者不明土地の解消作業に係る実地調査についても，(1)と同様に，原則として実施することで差し支えありません。ただし，実施に当たっては，担当職員，所有者等探索委員等に対して必要な感染症対策の実施への配意をお願いします。

(5) 所有者等の立会いが拒否された場合

上記の手続等において，立会いを求める所有者等から，実施区域内に住所を有するため立会いが困難である，感染への不安があり立会いを見合わせたい旨等の申出がされた場合には，筆界推定点等の写真を掲載した文書の送付による確認を実施することや，必要に応じて当該申請の処理を留保するなど，柔軟な対応を採っていただくようお願いします。

３ その他

以上の対応について，所有者等から問合せ等があった場合は，感染拡大を防止する措置を採った上で手続等を行っていることを丁寧に説明していただくようお願いします。